

第七十四号議案

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和五年九月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の七第六号中「所有者」を「規則で定める所有者」に改め、同条第十五号中「各年度」を「年度」に改め、「（第五条の十五第二項の規定により削減義務率が減少した年度については、その減少後の値）」を削る。

第五条の八第二項中「所有している事業者」の下に「（住居の用に供する部分のみを所有するものを除く。以下この条から第五条の九までにおいて同じ。）」を加える。

第五条の九第一項第三号中「所有する」を「所有している」に改める。

第五条の十一第一項中「各削減義務期間」を「削減義務期間」に改め、同項第二号ア中「を超過した量」を削り、同条第四項中「第五条の十三第一項第三号」を「第五条の十三第一項第四号」に改める。

第五条の十二中「各削減計画期間」を「削減計画期間」に改める。

第五条の十三第一項第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号中「次号」の下に「又は第四号」を加え、同号ア中「量として」の下に「、当該事業所の特性を勘案して」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第五条の十第一項第二号に規定する要件（規則で定めるものに限る。以下この号において「本要件」という。）に該当し、同条第三項第二号の規定による指定の取消しを受けた事業所（その該当した年度以降に同条第一項各号（本要件を除く。）

く。)に該当した事業所を除く。)であつて、同条第一項の規定により知事に届け出た年度の前年度が属する削減計画期間の次の削減計画期間の終了年度までに特定地球温暖化対策事業所に再度該当した事業所 次に掲げる量のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する量

ア 前号アに規定する量

イ 前号イに規定する量

ウ 削減義務期間の終了年度の当該事業所の基準排出量(知事が別に定める期間において次条第一項に規定する状況の変更があつたときは、当該状況の変更に応じた適切な量に変更する方法として規則で定める方法により算定した量)

第五条の十三第三項第二号中「第一項第二号」の下に「及び第三号」を加え、「同号の」を「これらの号に規定する」に改める。

第五条の十五の見出し中「に係る削減義務率」を削り、同条第二項中「削減義務率」を「超過削減量の上限」に、「地球温暖化の対策の推進の程度に応じ、規則で定める値に減少する」を「第五条の十一第一項第二号アの規定にかかわらず、規則で定める量とする」に改め、同条に次の二項を加える。

3 知事は、特定地球温暖化対策事業所が第一項の基準に適合しなくなったことを認めるときは、その認めた日の属する年度の翌年度に、その認定を取り消すものとする。

4 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、規則で定めるところにより、その旨を当該特定地球温暖化対策事業所に係る特定地球温暖化対策事業者に通知するものとする。

第五条の二十五の見出し中「温室効果ガス排出量」の下に「等」を加え、同条中「特定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量(一年度のその他ガス排出量をいう。以下同じ。)」を「次に掲げる量」に改め、同条に次の各号を加える。

一 特定温室効果ガス年度排出量

二 その他ガス年度排出量(一年度のその他ガス排出量をいう。以下この節において同じ。)

三 特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量(規則で定める方

法により算定する量をいう。以下この節において同じ。）

四 一年度の非化石燃料（化石燃料等（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品をいう。）以外であつて、知事が別に指定する燃料をいう。以下この節において同じ。）の使用量

第六条第六号中「前条」を「前条第一号」に改め、同条第七号中「前条」を「前条第二号」に改め、同条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 前条第三号の特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量  
九 前条第四号の一年度の非化石燃料の使用量

第七条第四項中「により行う温室効果ガス排出量」の下に「等」を加える。

第八条の七第一項第一号中「氏名及び住所（法人にあつては、」を「法人の」に、「所在地」を「所在地」に改め、同項第三号中「都内の」を削り、同項第四号中「法人にあつては、その」を削り、同項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第八条の八第一項第二号中「者の氏名及び住所（法人にあつては、」を「法人の」に、「所在地」を「所在地」に改める。

第八条の九第一項中「者である」を削り、同項第三号を削り、同項第二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「者」を「とき。」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第八条の十三第一項又は第三項に規定する要件を欠くとき。

第八条の九第一項第四号中「者」を「とき。」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「法人で」を削り、「前各号」を「次」に、「もの」を「とき。」に改め、同号に次のように加える。

ア 第二号に該当する者

イ 第八条の十九第一項の規定により登録を取り消された登録検証機関において、その処分のあつた日前三十日以内にその役員であつた者であつて、その処分のあつた日から二年を経過しないもの

ウ 検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第二号から第四号まで又はイのい

れかに該当するもの

第八条の九第一項中第六号を第五号とし、第七号を削る。

第八条の十第一項を削り、同条第二項中「並びに検証業務を行う営業所の名称及び所在地」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「前条第一項第五号から第七号までのいずれか」を「前条第一項第一号又は第五号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とする。

第八条の十一第一項中「(第一号の場合にあっては、その事実を知った日)」を削り、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第八条の十三第一項中「都内の」を削る。

第八条の十四中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第八条の十五中「(その者が法人である場合にあっては、その役員)」を「の役員」に改める。

第八条の十七中「都内の」を削る。

第八条の十九第一項第二号中「第八条の九第一項第一号、第三号、」を「第八条の九第一項第二号又は」に改め、「又は第六号のいずれか」を削り、同項第三号中「又は第二項」を削り、同項第五号中「第八条の十四第四項」を「第八条の十四第三項」に改め、同項第七号中「都内の」を削る。

第八条の二十一中「から第三項までのいずれか」を「又は第二項」に改める。

第八条の二十二第二号中「とき」の下に「(第八条の七第一項第三号に掲げる事項に変更があったときに限る。)」を加える。

第八条の二十三第一項中「すべて」を「全て」に、「当該事業所等ごとに、規則で定める温室効果ガスに係る前年度の温室効果ガス排出量、地球温暖化の対策の取組状況等」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該事業所等ごとの規則で定める温室効果ガスに係る前年度の温室効果ガス排出量

二 地球温暖化対策指針に定める事業所等におけるエネルギーの使用の削減に係る達成すべき水準及び再生可能エネルギー

の利用の拡大に係る達成すべき水準に基づく、当該事業所等ごと又は全ての当該事業所等におけるエネルギーの使用の削減及び再生可能エネルギーの利用の拡大に係る目標

三 前号の目標に係る前年度の達成状況

四 当該事業所等ごと又は全ての当該事業所等における地球温暖化の対策の取組状況

五 その他地球温暖化の対策に関して知事が必要と認める事項

第八条の二十三に次の一項を加える。

4 地球温暖化対策事業者等は、第一項第二号に規定する目標の達成に努めなければならない。

第一百五十九条第一号の三中「第八号」を「第十号」に改め、同条第一号の七中「都内の」を削る。

第六十六条第二号中「、第八条の十第一項」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第五条の十一第四項並びに第五条の十三第一項及び第三項の改正規定並びに第五条の十五に二項を加える改正規定並びに附則第八項から第十四項までの規定は公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。

##### (経過措置)

2 施行日の前日において現にこの条例による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「旧条例」という。）第五条の七第九号に規定する特定地球温暖化対策事業所として指定されている事業所であつて、次の各号のいずれかに該当する事業所に係る特定地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「新条例」という。）第五条の七第十四号に規定する削減義務率の減少を受けることを知事に申請することができる。

一 令和七年度から始まる削減計画期間において新条例第五条の十五第二項の優良特定地球温暖化対策事業所の認定を受け

る事業所

- 二 旧条例第五条の十五第二項に規定する規則で定める期間が令和七年度以降に引き続き事業所
- 3 知事が前項の申請を相当と認めるときは、当該申請に係る事業所の削減義務率は、規則で定める期間について、地球温暖化の対策の推進の程度に応じ、規則で定める値に減少する。この場合において、当該事業所については、新条例第五条の十五第二項の規定は、適用しない。
- 4 前項の規定により削減義務率が減少した事業所にあつては、新条例第五条の七第十五号中「削減義務率」とあるのは、「削減義務率（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（令和五年東京都条例第 号）附則第三項の規定により削減義務率が減少した年度については、その減少後の値）」と読み替えるものとする。
- 5 施行日の前日において現に旧条例第五条の七第八号に規定する指定地球温暖化対策事業所として指定されている事業所において、住居の用に供する部分のみを所有する者は、新条例第五条の八第二項に規定する所有している事業者とみなす。ただし、新条例第五条の九第二項の規定による変更の届出があつたときは、この限りでない。
- 6 前項ただし書の変更の届出についての新条例第五条の九第二項の規定の適用については、同項中「、その日から三十日以内に、規則」とあるのは「、規則」と、「届け出なければならぬ」とあるのは「届け出ることができる」と読み替えるものとする。
- 7 新条例第五条の十一第一項第二号アの規定は、算定の対象となる年度が令和七年度以後である超過削減量について適用し、算定の対象となる年度が令和六年度以前である超過削減量については、なお従前の例による。
- 8 公布日前にされた旧条例第五条の十三第三項又は第四項の規定による基準排出量の決定の申請に係る同条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 9 令和二年度から令和五年度までの間に知事が旧条例第五条の十三第一項第二号アに定める量を基準排出量として定めた特定地球温暖化対策事業所であつて、規則で定める事業所について、当該事業所に係る旧条例第五条の十一第一項に規定する特定地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、当該事業所の令和二年度又は旧条例第五条の七第九号の特定地

球温暖化対策事業所の要件に該当した年度のいずれか遅い年度以降の基準排出量の変更を知事に申請することができる。

10 知事は、前項の申請を適当と認めるときは、同項に規定する期間の基準排出量を、規則で定める量に変更するものとする。ただし、同項の申請について虚偽があったときは、当該申請を拒否するものとし、変更後に虚偽があったことが判明したときも同様とする。

11 知事は、前項の規定により基準排出量を変更し、又は変更しないときは、その旨を、規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならない。

12 令和五年度までに新条例第五条の十三第一項第三号に該当した特定地球温暖化対策事業所であつて、知事が旧条例第五条の十三第一項第二号に定める量を基準排出量として定めた事業所について、当該事業所に係る旧条例第五条の十一第一項に規定する特定地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、当該事業所の令和二年度又は新条例第五条の十三第一項第三号に該当した年度のいずれか遅い年度以降の基準排出量の変更を知事に申請することができる。

13 知事は、前項の申請を適当と認めるときは、同項に規定する期間の基準排出量を、新条例第五条の十三第一項第三号に規定する量に変更するものとする。ただし、前項の申請について虚偽があったときは、当該申請を拒否するものとし、変更後に虚偽があったことが判明したときも同様とする。

14 知事は、前項の規定により基準排出量を変更し、又は変更しないときは、その旨を、規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならない。

15 新条例第八条の七第一項の検証機関登録申請者の役員のうちに旧条例第八条の九第一項第二号又は第四号に該当する者があるときは、同項の規定の適用については、なお従前の例による。

16 施行日の前日において現に旧条例第五条の十一第四項に規定する登録検証機関として登録されている個人に対する旧条例第八条の十一及び第八条の十九の規定の適用については、なお従前の例による。

17 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

脱炭素社会の実現に向けた実効性ある取組の強化を図るため、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度及び地球温暖化対策報告書制度について、所要の改正を行う必要がある。